

神奈川県レスリング協会規約

第一章 総則

【名称】

第1条 この協会は、神奈川県レスリング協会と称する。

【目的】

第2条 本会は、神奈川県におけるレスリングの普及・振興を図ることを目的とする。

【会員】

第3条 会員は、前第2条の目的に賛同するものをもって、会員とする。

第二章 事業

【事業】

第4条 本会は、目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 本会の主催または主管する競技会の運営。
- (2) 本会の共催する競技会への協力と指導。
- (3) (公財) 日本レスリング協会・関東レスリング協会・(公財) 神奈川県スポーツ協会の組織員としての活動。
- (4) 選手の育成・研修・公認・派遣。
- (5) 審判員の育成・研修・公認・派遣。
- (6) 指導員の育成及び講習会の開催。
- (7) レスリングに関する研究及び記録の作成。
- (8) その他本会の目的達成に必要な事業。

【年度】

第5条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

【事務所】

第6条 本会の事務所は、役員勤務地等に置く。(理事長に一任)

第三章 組織及び登録

【地区協会及び加盟団体】

第7条 本会は次の地区協会・加盟団体並びに会員によって組織される。

- (1) 神奈川県レスリング協会会員
- (2) 横浜市レスリング協会
- (3) 横須賀レスリング協会
- (4) 逗子市レスリング協会

(5) 神奈川県高等学校体育連盟レスリング専門部

【登録】

第8条 選手及び指導者等は中央競技団体（（公財）日本レスリング協会）へ登録をしなければならない。（公財）日本レスリング協会への登録をもって当協会登録を完了とする。
なお、選手はスポーツ傷害保険等に加入しなければならない。

第四章 役員

【役員】

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 (1名)
- (2) 副会長 (3名)
- (3) 理事長 (1名)
- (4) 副理事長 (2名・常任理事を兼務とする。)
- (5) 常任理事 (7名・副理事長2名を含む。)
- (6) 理事
- (7) 委員
- (8) 監事 (3名)
- (9) 出納責任者 (事務局長)
- (10) その他 (名誉会長1名、顧問・参与をおくことができる。)

【会長・副会長】

第10条 会長及び副会長の就任・委嘱及び職務は次による。

2 会長

- (1) 会長は、理事会の推薦により就任する。
- (2) 会長は、本会を総理し代表する。
- (3) 会長は、総会・役員会等を招集する。
- (4) 会長は、本協会役員を委嘱する。

3 副会長

- (1) 副会長は、常任理事会の推薦により会長が委嘱する。
- (2) あらかじめ指名された副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

【理事長・副理事長】

第11条 理事長及び副理事長の委嘱及び職務は次による。

2 理事長

- (1) 理事長は、理事の中から互選され会長が委嘱する。
- (2) 理事長は、本会の会務を掌理しその執行の責任者となる。
- (3) 理事長は、常任理事会を招集し、会議の司会及び書記を指名し議事を進行すると

もに、会議内容を記録しなければならない。

また、監事からの臨時理事会開催について具申に伴う提言が、副理事長からあった場合は臨時理事会を開催しなければならない。

(4) 理事長は、会長・副会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 理事長及び副理事長協力体制

理事長及び副理事長は、会務を審議又は処理すると共に各委員会に所属し会務を分掌し執行する。

4 副理事長

(1) 副理事長は理事の中から理事長が推薦し、会長が委嘱する。

(2) あらかじめ指名された副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故あるときはその職務を代行する。

5 副理事長の業務

(1) 人事・予算・決算及び監事の招集に関すること

(監事から臨時理事会の開催について具申があった際には、臨時理事会開催を理事長に提言しなければならない。)

(2) 選手強化に関すること

6 事務局の業務

事務局に事務局長を置き、出納の管理を行う。

7 事務局長は、理事及び委員の中から経理事務担当者を指名することができる。

8 事務担当者

事務局長は、理事及び委員の中から各事業担当者を指名することができる。

【常任理事・理事・委員及び監事】

第12条 常任理事・理事及び委員の構成及び職務は次による。

2 常任理事

(1) 常任理事は、理事の中から互選し、会長が委嘱する。

(2) 常任理事は副理事長2名を含む7名で構成し、会務を審議・処理するとともに、分掌し執行する。

3 理事

(1) 理事は、常任理事会で推薦し会長が委嘱する。

(2) 理事は、各委員会に所属し、会務を分掌し執行する。

4 委員

委員は、本会の目的に賛同・協力する会員であり、理事会の推薦により会長が委嘱する。委員は総会の参加並びに会務の執行にあたる。

5 賛助会員

賛助会員は、本会の目的に賛同する会員であり、会務については責任を負わない。

6 監事

監事は、3名とし次による。

- (1) 監事は、理事長の推薦により会長が委嘱する。
- (2) 監事は、理事以上の職を兼ねることはできないことを基本とする。
- (3) 監事の業務は、総会等における議事を調査するとともに経理監査を職務とする。
- (4) 監事は、理事2名以上から議事の提案が発生した場合、その議事が理事会に諮ることが正当と判断した場合は、担当副理事長に報告し臨時理事会の開催を具申する。
- (5) 臨時理事会開催の決定は、監事3名による多数決とする。
- (6) 担当副理事長は、監事から上記臨時理事会の開催について具申を受けた際には、理事長及び会長に報告し、理事長を補佐し臨時理事会開催事務を推進しなければならない。

【名誉会長・顧問】

第13条 名誉会長及び顧問の委嘱及び職務は、次による。

- (1) 名誉会長及び顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- (2) 名誉会長及び顧問は、重要事項に関し会長の諮問に応じる。

【役員任期】

第14条 各役員任期は、次による。

役員任期は、2年間とする。但し再任を妨げない。期間は、4月1日から3月31日とする。

第五章 会議

【常任理事会】

第15条 常任理事会は、本協会の最高企画・執行機関であり、構成及び業務は、次による。

- (1) 常任理事会は、会長、副会長、理事長及び常任理事によって構成する。
- (2) 常任理事会は次の事項について審議し、理事会によって議決する。
 - ア 総会に付議すべき事項の原案作成に関すること。
 - イ 総会から委任された事項に関すること。
 - ウ 専門委員会の設置及び付託事項に関すること。
 - エ 総会を開催するいとまがない緊急事項に関すること。
 - オ その他会長が必要と認める事項に関すること。
- (3) 常任理事会は理事長がこれを招集する。
- (4) 常任理事会は必要に応じて開催する。
- (5) 常任理事会は構成員の半数以上の出席により成立する。

【理事会】

第16条 理事会は、本協会の最高審議・議決機関であり、構成及び業務は、次による。

- (1) 理事会は会長もしくは副会長1名、理事長、常任理事、理事、監事及び事務局によって構成する。
- (2) 審議決定処理は次の事項とする。

- ア 常任理事会より提案のあった本協会に関する重要事項。
 - イ 本会の事業に必要な事項。
 - ウ 本会の名誉会長・顧問・会長・副会長推薦及び理事長の選出。
 - エ 専門委員会に関すること及び専門委員会よりの提案議事。
 - オ その他必要な事項。
- (3) 理事会は前期・後期の年2回開催する。
 - (4) 臨時理事会は理事長が必要と認めたとき招集する。
 - (5) 理事会は理事の半数以上の出席により成立する。
 - (6) 理事長は理事会の進行及び議事内容を記録するために司会及び書記を指名する。

【総会】

第17条 総会は、次による。

- (1) 総会は、全会員によって構成され毎年度当初に開催する。臨時総会も含む。
- (2) 総会における議長は、会長が指名するとともに総会参加者の賛同をもって決定する。
- (3) 総会における議決の事項の説明は、理事長が行う。
- (4) 定期総会は毎年初めに開催し、次の事項を行う。
 - ア 事業報告
 - イ 会計監査を経た年度決算報告
 - ウ 年度事業計画
 - エ 年度予算
 - オ 役員の選任
 - カ 規約の改廃
 - キ その他の事項
- (5) 総会は、会員の3分の2以上の出席（欠席者の内、議決に際し委任者が指名されている際には、出席したものとする。）をもって成立する。
- (6) 総会における議決について、出席者の過半数以上をもって決定することができる。
なお、総会が開催不可能な場合は、議案を送付し決定することができる。

第六章 委員会

【委員会】

第18条 本協会は次の委員会等を置く。

- (1) 総務・財務委員会、事務局
- (2) 競技運営委員会
- (3) 広報・普及委員会
- (4) 競技力向上推進委員会
- (5) 審判委員会
- (6) 倫理委員会

【委員会の任務及び責任】

第19条 各委員会等の任務及び責任は、次による。

なお、総会において1年の活動等を報告するものとする。

- (1) 総務・財務委員会、事務局
 - ア 本会全体の運営が円滑に推進するための諸連絡、事務・会計等の調整並びに調整。

- イ 本会全体の運営に関する事項の企画・運営等の執行並びに調整。
 - ウ 本会運営の財政対策。
 - エ 渉外全般
- (2) 競技運営委員会
- JOC 杯大会や本会の主催・主管・後援等における大会の運営を総括する。
- (3) 広報・普及委員会
- ア 記録の整理と会報の発行。
 - イ 報道機関との連絡調整。
 - ウ 広報・普及事業の企画並びに推進。
- (4) 競技力向上推進委員会
- ア 強化事業の企画・運営と選手強化。
 - イ 本会主催大会の代表選手の選考。
 - ウ 小学生・中学生・高校生・大学生・一般階層の強化普及。
- (5) 審判委員会
- ア 審判員の養成と講習会の開催。
 - イ 各種大会の運営・推進と審判。

第七章 会計

【経費】

第 20 条 本会の経費は、登録費・会費・分担金・補助金・その他の収入をもってこれにあたる。

【会計年度】

第 21 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

【会計監査】

第 22 条 会計監査は監事により本会の会計・財務について監査する。

【会費・分担金】

第 23 条 本会に加盟登録しようとする個人及び会員は会費・分担金（理事分担金）を納入しなければならない。

【登録費及び会費・分担金及び賛助会員費】

第 24 条 登録費及び会費並びに分担金の額は、次のとおりとする。

- (1) 会費の額は、年度会員登録費として、3,000 円とする。
- (2) 分担金の額は、理事以上の会員を対象として、1 人 5,000 円とする。
- (3) 賛助会員費の額は、一口 3,000 円とし、個人からの納金のみ受付ける。

第八章 附則

【規約改正】

第25条 この規約は、総会等の決議を経なければ改正できない。

この規約は平成12年4月22日より有効とする。

この規約は平成26年4月26日より有効とする。

この規約は平成29年11月12日より施行する。

この規約は令和2年1月17日より施行する。

この規約は令和3年2月1日より施行する。

この規約は令和5年4月1日より施行する。

この規約は令和6年6月15日より施行する。